

ける。

(5) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合は、30日前に予告し、又は30日分の平均賃金を支払って即時に解雇する。

(6) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(訓告等)

第44条 懲戒処分の必要がない者についても、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときに、訓告又は嚴重注意を文書等により行うことがある。

2 訓告、嚴重注意の手續その他必要な事項については、別に定める懲戒等規程による。

(損害賠償)

第45条 職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、この規則による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第9章 安全・衛生

(安全・衛生管理)

第46条 職員は、安全及び衛生について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか、本法人の指示を守るとともに、本法人が行う措置に協力しなければならない。

2 職員の安全・衛生管理について必要な事項については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員安全・衛生管理規程による。

(妊産婦である職員の就業制限等)

第47条 妊娠中又は出産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)は、妊娠、出産等に有害な業務に就かせない。

2 妊産婦である職員が請求した場合は、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務に就かせない。

(妊産婦である職員の業務制限等)

第48条 妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。

第10章 出張・旅費

(出張)

第49条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命じることがある。

2 出張を命じられた職員は、出張を終えたときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

(旅費)

第49条の2 職員が出張を命ぜられたときの旅費については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員旅費規程による。

第11章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第50条 職員の宿舍の利用については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員宿舍管理規程による。

第12章 災害補償

(災害補償)

第51条 職員が、業務の事由若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡したときは、労基法及び労災法のほか、国立大学法人福岡教育大学法定外災害補償規程の定めるところによる。

第13章 社会保険

(社会保険)

第52条 職員の社会保険については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の定めるところによる。

第14章 その他

(勤務成績の評価)

第53条 学長は、定期的に職員の勤務成績の評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講ずるものとする。

(知的財産等)

第54条 職員が、本法人において業務として行った発明その他に対する知的財産等の取扱いについては、別に定める国立大学法人福岡教育大学発明規程による。

(身分証明書の携帯)

第55条 職員は、身分証明書を常に携帯しなければならない。

(苦情処理)

第56条 この規則及びこの規則に基づき定められた諸規則の解釈並びに適用に関する疑義又は労働条件等に関する職員の苦情を迅速かつ公正に処理するため、本学に苦情処理制度を設ける。

2 苦情処理制度に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、国立大学法人法(平成15年法律第102号)附則第4条の規定により、施行日において、国立大学法人福岡教育大学の職員となった者についても、同条における職員とする。

附 則(平成17年4月1日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第2項ただし書の規定にかかわらず、生年月日が次表の左欄に掲げる年月日に該当する職員は、右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日を超えて更新しない。

生年月日	任期の限度となる年齢
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳

附 則(平成19年3月9日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月17日)

この規則は、平成22年2月17日から施行する。

附 則(平成23年3月22日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月22日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月27日)

- 1 この規則は、平成25年6月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条第1項ただし書にかかわらず、次表の左欄に掲げる期間におけるそれぞれ右欄に掲げる年齢以上の者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項に基づく労使協定に定める基準についても適用する。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳 62歳 63歳 64歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	

附 則(平成26年3月27日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月27日)

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年2月29日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月27日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○国立大学法人福岡教育大学再雇用特命教授就業規則

(制定 平成23年11月22日)

改正	平成24年3月27日	平成25年11月28日
	平成26年11月27日	平成26年11月27日
	平成27年3月26日	平成27年9月30日
	平成28年2月29日	平成28年12月5日
	平成29年12月27日	平成30年12月27日
	平成31年3月28日	令和2年2月27日

第1章 総則

(目的)

第1条 国立大学法人福岡教育大学再雇用特命教授就業規則(以下「この規則」という。)は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定に基づき、国立大学法人福岡教育大学(以下「本法人」という。)に勤務する再雇用特命教授の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において再雇用特命教授とは、第6条の規定により、再雇用される者をいう。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項又はこの規則と異なる定めのある事項については、労基法その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(規則遂行の義務)

第4条 本法人及び再雇用特命教授は、ともにこの規則を守り、ともに協力して業務の運営にあたらなければならない。

第2章 採用・退職等

(任命権者)

第5条 再雇用特命教授の採用、配置換、兼務、退職、解雇及び懲戒は、学長がこれを行う。

(再雇用の対象となる者)

第6条 再雇用特命教授として再雇用の対象となる者は、本法人の再雇用教員を雇用期間満了退職した者とする。

(雇用期間)

第7条 再雇用特命教授の雇用期間は、原則1年とし、更新することができる。

2 前項の雇用期間及び更新された雇用期間は、再雇用特命教授が70歳に達した日以後における最初の3月31日を限度とする。

3 雇用期間の更新は、大学教員の配置状況、予算状況、当該再雇用特命教授の勤務実績、健康状態等を勘案した上で決定する。ただし、雇用期間の更新をしない者の基準を別に定めた場合は、この限りでない。

(職名及び所属)

第8条 再雇用特命教授の職名は、教授とし、原則として再雇用教員の雇用期間満了退職時に所属した教員組織等に所属するものとする。

(職務)

第9条 再雇用特命教授の職務については、国立大学法人福岡教育大学再雇用教員等の職務に関する規程で別に定める。

(雇用契約)

第10条 本法人と再雇用特命教授は、採用又は雇用期間の更新に際し、この規則及び人事異動通知書の交付をもって雇用契約とする。

2 前項の人事異動通知書には、次の事項を含むものとする。ただし、この規則に規定されている事項については、この限りではない。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 雇用契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項
(配置換・兼務)

第11条 再雇用特命教授は、業務上の都合により配置換及び兼務を命ぜられることがある。

2 前項に規定する配置換及び兼務を命ぜられた再雇用特命教授は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(退職)

第12条 再雇用特命教授が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、再雇用特命教授としての身分を失う。

- (1) 自己都合により、退職を届け出て所定の手続を完了したとき。
- (2) 雇用期間が満了したとき。
- (3) 死亡したとき、又は行方不明となり家族が同意したとき。

(自己都合による退職手続)

第13条 再雇用特命教授は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、本法人に文書をもって届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により退職を予定する日の30日前までに届け出ることができない場合は、14日前までにこの届出を行わなければならない。

(解雇)

第14条 再雇用特命教授が次の各号の一に該当することとなった場合は、解雇する。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- (3) 第41条による懲戒処分を受け、第42条第5号に該当することとなった場合

2 再雇用特命教授が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務実績が著しくよくない場合で、再雇用特命教授としてふさわしくないと認められる場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合
- (3) その他職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 本法人の運営上やむを得ない事情により、再雇用特命教授の減員が必要となった場合

3 再雇用特命教授を解雇する場合は、解雇の理由を記載した説明書を交付しなけ

ればならない。

(解雇制限)

第15条 前条の規定にかかわらず、業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間は解雇されない。

(解雇予告)

第16条 この規則の解雇に関する規定により再雇用特命教授を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は労基法に定める平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて懲戒解雇を行う場合は、この限りでない。

(退職又は解雇後の責務)

第17条 退職した者又は解雇された者は、本法人から借用している物品等を、速やかに返却しなければならない。また、在職中に知り得た職務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(退職等証明書)

第18条 本法人は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その業務における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、退職した者又は解雇された者が請求した事項のみを記載するものとする。

4 本法人は、再雇用特命教授が第16条の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

5 本法人は、再雇用特命教授の雇用が更新されなかった場合において、当該再雇用特命教授が更新されなかった理由について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給与

(給与)

第19条 再雇用特命教授には、俸給月額、俸給の調整額、管理職手当、通勤手当、職務付加手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び入試問題作成手当を支給する。

2 俸給月額は、当該職員の週の勤務時間数に応じて、次の表に掲げるとおりとする。

週の勤務時間数	俸給月額
30時間	247,600円
30時間未満	上記の額に当該職員の週の勤務時間数を30で除して得た数を乗じて得た額

3 俸給の調整額は、国立大学法人福岡教育大学職員給与規程に準じて得た額に当該職員の週の勤務時間数を30で除して得た数を乗じて得た額とする。